

生産性向上特別措置法に係る「導入促進基本計画（案）」についての意見募集

生産性向上特別措置法は、我が国産業の生産性の向上を短期的に実現するため、短期間での生産性の向上に関する施策を集中的かつ一体的に講ずること等を立法の目的としています。同法では、急速に進展する第四次産業革命に対応するため、新技術等の実証や革新的データ産業活用等、我が国産業の国際競争力を早急に強化すべき事業分野における事業活動の支援措置等を規定しています。また、同法に規定する先端設備等導入計画の認定制度を実施するためには、市町村による導入促進基本計画の策定が必要となっています。

市では、同法及び中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針に基づき、市内の中小企業者の先端設備等の導入を促進するため、「導入促進基本計画」の策定作業を進めております。

この計画（案）について、下記のとおり、意見を募集しています。

記

1 意見募集期間

平成30年6月7日から平成30年6月14日まで

（意見募集期間が30日未満の理由）

生産性向上特別措置法が6月6日に施行され、市が策定した導入促進基本計画を経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に協議してその同意を得る必要がありますが、支援措置の一つである「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業」に公募した事業者が、優先採択を受け、交付申請を行うためには、市の計画が経済産業大臣の同意を得て（標準処理期間は30日を予定）、かつ事業者が市に対し先端設備等導入計画の申請をしていることが要件となることから、当該計画を早急に策定する必要があり、意見募集期間を短縮して意見募集を行うこととしました。

2 案の概要

市のホームページ（<http://www.city.goshogawara.lg.jp/>）や市商工労政課、市行政資料スペースでご覧いただけます。

3 関係資料

関係資料のうち基本的なものは、案の概要に添付していますが、資料の分量が多いため、すべての資料を添付することはできませんでした。

よって、関係資料すべてをご希望の方は、市商工労政課にお越しくください。

4 意見提出の際の留意事項

- (1) 提出にあたって使用する言語は、日本語とします。
- (2) 提出方法は、郵便、FAX又は電子メールによるものとします。
- (3) 意見提出にあたっての様式は特にありませんが、提出される方の住所・氏名（法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先・代表者名）を明記してください。住所・氏名が記載されていない場合は、提出意見として取り扱わない場合があります。
- (4) 提出先は次のとおりです。

（郵便） 〒037-8686 五所川原市宇布屋町4番地1 五所川原市経済部商工労政課

（FAX） 0173-35-3617

（電子メール） 1801pbc@city.goshogawara.lg.jp

5 提出された意見の公表

提出していただいた意見については、それに対する市の考え方を付して、内容を公開することを予定しています。公開にあたっては、住所・氏名は公表しませんが、意見の内容を簡単にとりまとめて、公表する予定です。（この際に、類似の意見は、まとめて公表することもあります。）

なお、賛成、反対のみの意見については、その件数は公表しますが、案そのものが市の意見ですので、改めて考え方を公表することはありません。

担当	五所川原市経済部商工労政課
電子メール	syoukou@city.goshogawara.lg.jp
電話	0173-35-2111
FAX	0173-35-3617